

1 大阪芸術大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき芸術学の殿堂として専門の学芸を教授研究するとともに、広い知識を授け、高潔かつ平和的な国家及び社会の教養高き形成者を育成することを目的とする。

2. 教育目的、教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）については、別に定める。

(自己点検・評価)

第2条 本大学は、教育研究水準の向上を図り、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果に基づいて教育研究活動等の改善・充実に努める。

2. 自己点検及び評価に関する規程は、別に定める。

(ファカルティ・ディベロップメント)

第2条の2 本大学は、教授法や授業運営などの改善や教育活動にかかる知識・技能・能力の獲得又は向上を組織的に支援するためにファカルティ・ディベロップメント活動を実施するものとする。

2. ファカルティ・ディベロップメント活動の実施体制並びに方法については、別に定める。

(学部及び学科)

第3条 本大学は、その目的使命を達成するため、次の学部及び学科を置く。

芸術学部

美術学科
デザイン学科
建築学科
文芸学科
音楽学科
放送学科
写真学科
工芸学科
映像学科
演奏学科
舞台芸術学科
芸術計画学科
キャラクター造形学科
初等芸術教育学科
アートサイエンス学科

(入学定員及び収容定員)

第4条 本大学の学部入学定員及び収容定員を次の如く定める。

芸術学部	入学定員	収容定員
美術学科	55名	220名
デザイン学科	190名	760名
建築学科	50名	200名

文芸学科	60名	240名
音楽学科	45名	180名
放送学科	155名	620名
写真学科	30名	120名
工芸学科	40名	160名
映像学科	80名	320名
演奏学科	80名	320名
舞台芸術学科	170名	680名
芸術計画学科	30名	120名
キャラクター造形学科	150名	600名
初等芸術教育学科	30名	120名
アートサイエンス学科	80名	320名
計	1,245名	4,980名

(削除)

第5条 削除

(大学院)

第6条 本大学に大学院を置く。

2. 大学院に関する学則は、別に定める。

(通信教育)

第7条 本大学に通信教育の課程を置く。

2. 通信教育に関する規程は別に定める。

(施設)

第8条 本大学に図書館、博物館及び研究所を置く。

2. 図書館、博物館及び研究所に関する規程は、別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第9条 本大学の修業年限は4年とする。又、学生は8年を超えて在学することができない。但し、第32条及び第33条の規定により入学した者は、定められた在学すべき年数の2倍に相当する年限を超えて在学することができない。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第10条 本大学の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年は、次の二期に分ける。

前期 4月1日より9月30日まで

後期 10月1日より翌年3月31日まで

2. 必要がある場合は、学長は前項の学期を臨時に変更し、又は調整期間を定めることができる。

(休業日)

第12条 休業日は、次の通りとする。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 大阪芸術大学創立記念日（10月15日）
- (3) 創設者塚本英世記念日（6月21日）
- (4) 春季休業 3月上旬より3月下旬まで（約30日）
- (5) 夏季休業 7月中旬より9月中旬まで（約60日）
- (6) 冬季休業 12月下旬より1月上旬まで（約20日）
2. 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更し、又は休業日を定めることができる。

第3章 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第13条 本大学の授業科目は、教養科目、専門教育科目及び専門関連科目に分け、4年次にわたって配当する。

2. 前項に定める授業科目の種類、名称、単位数については、別表1の通りとする。
3. 学生は、他学科の専門教育科目を履修することができる。

(授業方法)

第13条の2 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2. 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
3. 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
4. 第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(卒業の要件)

第14条 本大学を卒業するためには、4年以上在学し、別に定める履修方法に従って計124単位以上を修得しなければならない。

2. 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第13条の2の第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(単位数の計算方法)

第15条 授業科目の単位計算については、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

但し、音楽学科及び演奏学科における個人指導による実技については、30時間の授業をもって4単位とする。

- (3) 前項の規定にかかわらず卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらの学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(資格の取得)

第16条 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育職員免許状を取得する場合には、卒業所要単位の他に教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)

に定める教科及び教職に関する科目を修得しなければならない。

2. 前項の授業科目及び単位数、免許状の種類については別表2の通りとする。
3. 学芸員となる資格を取得する場合には、卒業所要単位の他に博物館学芸員資格に関する科目の単位を修得しなければならない。授業科目及び単位数については別表3の通りとする。
4. 図書館司書となる資格を取得する場合には、卒業所要単位の他に司書資格に関する科目の単位を修得しなければならない。授業科目及び単位数については別表4の通りとする。
5. 司書教諭となる資格を取得する場合には、卒業所要単位の他に司書教諭資格に関する科目の単位を修得しなければならない。授業科目及び単位数については別表5の通りとする。
6. 保育士となる資格を取得する場合には、卒業所要単位の他に児童福祉法施行令及び同法施行規則に定める科目の単位を修得しなければならない。授業科目及び単位数については別表6の通りとする。

(履修届)

第17条 学生は毎学年度の始めに、その年度に定められた授業科目中の必修科目とともに履修しようとする学科目を選択し、指定期日までに履修届を学長に提出しなければならない。

(試験)

第18条 前、後期の学期末には、履修科目の試験を行う。但し、平常成績をもって試験に代えることを認められた授業科目については、この限りではない。

2. 前項の学期末試験の他に、臨時に試験を行うことがある。
3. 正当な理由により受験できなかった者には、追試験を行うことができる。

(試験の方法)

第19条 試験の方法は、筆記試験又は実技とする。但し、授業科目によっては論文等の提出をもって筆記又は実技に代えることができる。

2. 試験の実施等に関するその他の規程は、別に定める。

(試験の評点)

第20条 試験の成績は100点をもって満点とし、60点以上をもって合格とする。その評点は次の通りとする。

100点	～	90点	秀
89点	～	80点	優
79点	～	70点	良
69点	～	60点	可
59点以下			不可

(単位の授与)

第21条 履修科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2. 前項の規定により与える単位の認定時期は、原則として学年度末とする。但し、特別な事情が

ある場合には、学期末とすることができる。

(第1年次入学者の既修得単位の認定)

第22条 大学、専門職大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに第1年次に入学した者の既修得単位について教育上有益と認めるときは、60単位を超えない範囲で、学長が本大学において修得した単位としてみなし、認定することができる。

(他の大学、専門職大学又は短期大学等における履修)

第23条 教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学又は短期大学との協議に基づき、学生が他の大学、専門職大学又は短期大学において修得した単位を、60単位を超えない範囲で、学長が本大学で修得した単位としてみなし、認定することができる。

2. 前項の規定は、学生が、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。）又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
3. 教育上有益と認めるときは、学生の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が大学教育に相当する水準を有すると認めた教育施設等における学修を、60単位を超えない範囲で、学長が本大学で修得した単位としてみなし、認定することができる。
4. 前三項により本学で修得したものとし認定できる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第22条により本学において修得し認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
5. 単位の認定等に関するその他の規程は、別に定める。

第4章 卒業及び学位授与

(卒業の認定)

第24条 第14条に定める卒業要件を満たした者は、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2. 卒業の認定時期は、学年度末とする。但し、特別の事情がある場合には、学期末とすることができる。

(学士の学位)

第25条 卒業を認定した者には、卒業証書・学位記を授け、学士（芸術）の学位を授与する。但し、初等芸術教育学科については学士（芸術教育）の学位を授与する。

2. 学位及びその授与等については、別に定める。

第5章 入学、編入学、転学、転学科、留学、休学、復学、退学、再入学、除籍、復籍及び賞罰

(入学時期)

第26条 入学時期は毎学年の始めとする。

(入学資格)

第27条 本大学の1年次に入学を志願しようとする者は、次の各号の一に該当しなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる文部科学大臣が指定したものを修了した者
- (5) 専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者で入学時に18歳に達する者
- (8) 本学において個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で入学時に18歳に達する者

(出願手続)

第28条 入学志願者は、第45条に定める入学検定料を添えて、次の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学志願票
- (2) 出身学校長記載の調査書又はそれに相当するもの
- (3) 最近3ヶ月以内に撮影した写真

(入学試験)

第29条 前条の出願手続を経た入学志願者については、入学試験を行い、合格した者について、教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

(入学手続)

第30条 入学を許可された者は、第46条に定める学金その他の学費を添えて誓約書及び在学保証書を所定の期日までに提出しなければならない。

(誓約書及び保証人)

第31条 誓約書の保証人は3親等以内の親族である成年者又は独立の生計を営む成年者であって、確実に保証人としての責務を果たし得る者でなければならない。

2. 保証人は学生の在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう学生を指導・監督する責任を負う。
3. 保証人は学生が在学中に事件・事故等により、その生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす時若しくはその恐れのある時には大学と連携して、学生を保護する責任を負う。
4. 本大学は学生の学籍異動に関する願出を行う時、本大学が定める様式により、特段の事情がない限り、保証人の連署を得て、本大学に提出させ、その許可状況について保証人に通知するものとする。
5. 本大学は学生の情報について、特段の事情がない限り、保証人に通知するものとする。
6. 保証人が死亡し、又はその他の理由によって資格を失ったときは、新たに保証人を定めて

届け出なければならない。

(編入学)

第32条 第3年次生又は第2年次生に欠員が生じた場合、編入試験を行い、学長が編入学を許可することができる。

編入学を志願しようとする者は、次の各号の一に該当しなければならない。

- (1) 大学・短期大学・高等専門学校を卒業した者
 - (2) 大学において2年以上在学（休学期間を除く）し62単位以上修得した者
 - (3) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（但し、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る）
 - (4) 高等学校の専攻科のうち、文部科学大臣が定める基準を満たす課程を修了した者（但し、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る）
 - (5) 相当の年齢に達し前4号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者
2. 前項により編入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(転学)

第33条 本大学から他の大学に転学し、あるいは他の大学から本大学に転学しようとする者がいるときは、学長がこれを許可することができる。

2. 前項により転学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(転学科)

第33条の2 所屬する学科から他の学科に転学科を願い出た者については、選考のうえ、学長がこれを許可することができる。

2. 転学科に関するその他の規程は、別に定める。

(留学)

第34条 本大学の協定又は認定する外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2. 前項の留学期間のうち1年は、第9条に定める在学年限に算入することができる。
3. 第23条の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
4. 留学に関するその他の規程は、別に定める。

(休学)

第35条 病気その他やむを得ない理由で3ヶ月以上学修できない者は、その事実を証明する書類を添えて保証人連署の上、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2. 休学期間は、休学を許可された日から当該学年度末までとする。但し、引き続き休学を希望する者は、前項の手続きを経て、翌学年度まで休学することができる。
3. 休学できる期間は、通算して4年を超えることができない。

4. 前項の休学期間は、在学年限に算入しない。
5. 所定の期間中に休学手続を行い、休学を許可された者は、在籍料を納入しなければならない。休学中の在籍料は学期につき30,000円とする。
6. 休学に関するその他の規程は、別に定める。

(復学)

第36条 休学期間中に休学の理由が消滅し、復学を希望する者は、復学願を提出し、学長の許可を得なければならない。但し、復学の時期は、学期又は学年の始めとする。

2. 復学に関するその他の規程は、別に定める。

(退学)

第37条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、保証人連署の退学願に学生証を添えて提出し、学長の許可を得なければならない。

(再入学)

第38条 所定の手続きを経て退学をした者が、再入学を志願するときは、保証人連署の再入学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2. 再入学に関するその他の規程は、別に定める。

(除籍)

第39条 次の各号の一に該当する者は、学長がこれを除籍する。

- (1) 学費を所定の納入期日までに納入しなかった者
 - (2) 第9条に定める在学年限を超えた者
 - (3) 第35条3項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
 - (4) 休学期間を経過して、なお復学の見込みのない者
 - (5) 死亡又は長期にわたり行方不明の者
2. 除籍に関するその他の規程は、別に定める。

(復籍)

第40条 学費滞納により除籍になった者が復籍を希望するときは、保証人連署の復籍願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2. 復籍に関するその他の規程は、別に定める。

(表彰)

第41条 学生であってその本分を全うし学生の模範とするに足る者は、学長がこれを表彰することができる。

(懲戒)

第42条 学生であって本大学の学則及び諸規程に違反し、又その他学生の本分に反する行為があると認められたときは、学長は退学、停学、譴責等の懲戒処分に付すことができる。教授会（通信教育部は「通信教育部運営委員会」）は、懲戒処分について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

2. 懲戒処分に関するその他の規程は、別に定める。

(退学の要件)

第43条 前条の退学は、次の各号の一に該当する者について行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なくして出席常でない者

- (4) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(賠償の責任)

第44条 学生の不法行為等により、本大学が被った不特定の損害について学生及び保証人に対して連帯して賠償義務を求めることができる。極度額は学費の未納の場合は在学年数の学費相当額、施設、備品及び機器の破損の場合はその相当額、その他の場合は別に定める。

第6章 入学検定料及び学費

(入学検定料)

第45条 本大学に入学を志望する者は、第28条に定める手続きと同時に入学検定料を納めなければならない。

2. 本大学の入学検定料は、別表7に定める。

(学費)

第46条 入学又は編入及び転学を許可された者は、入学金及び授業料・施設設備費等を指定された期日までに納めなければならない。

2. 本大学の入学金及び授業料・施設設備費は次の通りとする。

芸術学部	入学金	授業料	施設設備費
美術学科	280,000円	1,010,000円	430,000円
デザイン学科	280,000円	1,010,000円	430,000円
建築学科	280,000円	1,010,000円	430,000円
文芸学科	280,000円	900,000円	270,000円
放送学科	280,000円	1,050,000円	460,000円
写真学科	280,000円	1,050,000円	460,000円
工芸学科	280,000円	1,050,000円	460,000円
映像学科	280,000円	1,050,000円	460,000円
舞台芸術学科	280,000円	1,030,000円	460,000円
芸術計画学科	280,000円	1,030,000円	460,000円
音楽学科	330,000円	1,170,000円	650,000円
演奏学科	330,000円	1,170,000円	650,000円
キャラクター造形学科	280,000円	1,050,000円	460,000円
初等芸術教育学科	280,000円	850,000円	370,000円
アートサイエンス学科	280,000円	1,010,000円	430,000円

3. 修業年限を越えて在籍する卒業見込みの留年者については、履修登録単位数1単位につき50,000円を納入しなければならない。但し、入学年度の授業料と施設設備費の年額合計金額を上限とする。

4. 前項の学費納入期日については、第47条の規定にかかわらず別に指定された期日までに納めなければならない。

(在学生の学費納入期日)

第47条 在学生の学費納入期日は、次の通りとする。

前期 4月30日まで

後期 10月31日まで

2. 正当な理由により、前項の期日までに学費の納入ができない者は、所定の願出により延納又は分納を許可することができる。

(学費等の返還)

第48条 一旦納入した入学検定料及び学費は、事情の如何にかかわらず、これを返還しない。但し、入学手続完了後、入学辞退する場合、指定期日までに所定の手続をとることにより入学金を除く入学手続納入金を返還する。

2. 授業料、入学金、入学検定料及び学費は、経済情勢の変動により変更することがある。
3. 入学検定料及び学費に関するその他の規程は、別に定める。

第7章 外国人留学生

(外国人留学生)

第49条 外国人留学生とは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1に定める「留学」という在留資格により、本大学で教育を受ける者及び本大学に入学後、在留資格を「留学」に変更した者をいう。

2. 外国人であって、外国において通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は、これと同等以上の資格のある者が本大学に入学を志願するときは、外国政府その他官公署の推薦又は証明ある者に限り、学長がこれを許可することができる。
3. 外国人留学生に対しては、第13条に定める授業科目のうち日本語科目及び日本事情に関する科目を置く。

(外国人留学生の取扱い)

第50条 外国人留学生の取扱いについては、前条の規定のほかは、本学則の規定を準用する。

第8章 研究生、委託生及び科目等履修生

(研究生)

第51条 本大学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として、学長がこれを許可することができる。

(委託生)

第52条 公共団体又はその他の機関から、本大学へ委託生として、設置科目の履修の願出があった場合には、学長がこれを許可することができる。

2. 委託生の履修科目及びその単位は、委託生の願出により、その都度決定し、その証明書を与える。

(科目等履修生)

第53条 本大学に科目等履修生として本大学設置科目の履修の願出があった場合には学長がこれを許可することができる。

2. 科目等履修生の履修科目については、本人の願出により、その都度決定する。
3. 科目等履修生の単位の授与は、第21条の規定を準用する。

(研究生、委託生及び科目等履修生の取扱い)

第54条 研究生、委託生及び科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

第9章 公開講座

(公開講座)

- 第55条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本大学に公開講座を設けることができる。
- 公開講座に関するその他の規程は、別に定める。

第10章 教職員組織

(教職員)

第56条 本大学に、専任及び兼任の教員の他に助手及び副手を置く。

第57条 専任の教員を分けて教授、准教授、講師、助教とする。

(学長)

第58条 本大学に学長を置く。学長は校務をつかさどり、所属する教職員を統督する。

- 必要がある場合は副学長、学長補佐又は学部長を置くことができる。

(事務職員)

第59条 学部に事務局長のほか事務職員を置く。

(教授会)

第60条 学部に教授会を置く。

- 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 学生の入学、卒業及び課程の修了
- 学位の授与
- 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3. 教授会は、前項に規定するもののほか、学部に関する次の事項を審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べることができる。

- 研究及び教授に関する事項
- 学生の補導に関する事項
- 教育課程に関する事項
- 学生の編入学、転学、転学科、留学、休学、復学、退学、再入学、除籍、復籍及び賞罰に関する事項
- 学生の試験に関する事項
- 研究生、委託生及び科目等履修生に関する事項
- その他学長が教育上必要と認めた事項

4. 教授会は、学長、副学長、学長補佐又は学部長、専任の教授、准教授並びに講師をもって組織する。

- 教授会運営に関する規程は別に定める。

(学生生活委員会)

第61条 本大学に学生生活委員会を置く。

2. 学生生活委員会は、学生の厚生補導及び福祉に関する事項を審議する。

3. 学生生活委員会の構成及びその他に関する規程は、別に定める。

附則 本学則は、昭和39年4月1日から実施する。
中略

附則 本学則は、平成30年4月1日から改定実施する。

附則 本学則は、平成31年4月1日から改定実施する。

附則 本学則は、令和2年4月1日から改定実施する。

附則 本学則は、令和3年4月1日から改定実施する。

附則 本学則は、令和4年4月1日から改定実施する。

別表1 省 略

別表2 省 略

別表3 省 略

別表4 省 略

別表5 省 略

別表6 省 略

別表7

芸術学部 検定料	単位：円
総合型選抜入学試験	20,000
一般選抜入学試験1期 [専門試験方式]	20,000
一般選抜入学試験1期 [専門試験方式] (総合型選抜入学試験において合格したものが再受験する場合)	10,000
一般選抜入学試験2期 [専門試験方式]	20,000
一般選抜入学試験2期 [専門試験方式] (総合型選抜入学試験において合格したものが再受験する場合)	5,000
一般選抜入学試験2期 [共通テスト+専門試験 方式]	20,000
学校推薦型スポーツ選抜入学試験	20,000
学校推薦型選抜入学試験 (指定校制推薦入試)	20,000
編入学試験	20,000
内部推薦3年次編入学試験	10,000
大学入学共通テスト利用選抜入学試験 (3学科・コースまで右記の金額とする) (3学科・コースまでの併願を可能とし 4学科・コース以上は併願できない)	10,000